

News Release

2010年2月22日

当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)非継続に関するお知らせ

当社は、平成19年6月28日開催の当社66期定時株主総会の決議にて承認を得て「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、その後、平成20年6月27日開催の当社第67期定時株主総会において、同買収防衛策の一部変更・継続に関するご承認をいただきました(以下「本プラン」といいます)。本プランの有効期限は、本年6月開催予定の当社第69期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)の終結の時までとなっております。

当社は、当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社株式に対する大規模買付が行われた際にその買付を受け入れるか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会で評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために必要となる情報や時間を確保するとともに、当社の企業価値や株主共同の利益を確保、向上させることを目的として、本プランを導入いたしました。

その後、当社では、平成24年3月期を最終年度とする「中期計画」を策定し、平成22年3月期より開始いたしました。本中期計画の達成、ならびにコーポレートガバナンスの強化等を通じたさらなる株主視点の経営の実現が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上につながるものと考えております。

また、金融商品取引法の改正により、株式の大規模買付行為に対する手続きが整備、変更されたため、株主の皆様、ならびに当社取締役会が大規模買付行為を適切に判断するための情報や時間を確保するという本プラン導入の目的も、一定程度担保されるようになりました。

このような諸状況を勘案し、当社取締役会では本プランを継続しないことを決議いたしました。なお、本プラン非継続後も引き続き、当社株式の大規模買付が行われた際には、株主共同の利益の確保、向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をまいります。

以上